

藤枝市の犯罪被害者等支援体制の整備と支援制度の運用について

平成30年7月
藤枝市 市民文化部 協働政策課

目 次

- 1 藤枝市の犯罪被害者等支援制度に関する条例等整備の経緯
- 2 条例制定のきっかけと当時の支援条例の制定状況
- 3 条例制定までの流れと条例及び支援制度の概要
- 4 連携協定締結と支援推進計画の策定
- 5 藤枝市の犯罪被害者等支援体制
- 6 条例施行からの支援実績



1 藤枝市の犯罪被害者等支援制度に関する条例等整備の経緯

藤枝市

- | | | |
|-------|-----|---------------------------------|
| 平成27年 | 11月 | 市議会一般質問（条例制定について） |
| | 12月 | 市長より条例制定について検討指示 |
| 平成28年 | 4月 | 市長より今年度中に条例制定の指示 |
| | ～ | |
| | ～ | |
| | 11月 | 条例案の作成、連携協定の協議 |
| | 12月 | 市議会に条例案のパブリックコメント案を説明 |
| 平成29年 | 1月 | パブリックコメントの実施 |
| | 2月 | 条例案を市議会2月定例議会に上程 |
| | 3月 | 市議会において議決
連携協定締結（3/6） |
| | 4月 | 条例施行 |
| 平成30年 | 3月 | 犯罪被害者等支援推進計画策定 |

参考：静岡県

平成27年 4月 犯罪被害者等支援条例を施行

平成28年 10月 被害者支援推進計画を策定

平成30年 7月 性暴力被害者支援センター(SORA)を開設

2 条例制定のきっかけと当時の支援条例の制定状況

藤枝市犯罪被害者等条例は、平成27年度11月議会（一般質問）がきっかけとなり、制定に向け検討がはじまりました。

(1) 平成27年度11月議会(要旨)

市区町村レベルで条例を制定しているのは約2割、見舞金制度を実施しているのは全自治体の約6%・・・条例を含め、何らかの支援策は必要かと思います ※1



誰もが安全で安心して暮らせるまちにすることが最も重要な政策・・・犯罪予防対策とともに、犯罪被害者への支援について、どのような対策が考えられるか、検討をまいります



※1：割合や%は平成27年11月当時のもの

(2) 当時の支援条例の制定状況(全国) ※2

	都道府県		市区町村(政令市を含む)	
		構成比		構成比
制定済	27	57.4%	378	21.7%
未制定	20	42.6%	1,363	78.3%
計	47	100.0%	1,741	100.0%

(3) 当時の静岡県内市町の支援条例制定状況 ※3

	市町数(政令市を含む)		備考
		構成比	
制定済	2	5.7%	静岡市：防犯条例条項(11～13条) 浜松市：防犯条例条項(16条)
未制定	33	94.3%	藤枝市ほか
計	35	100.0%	

※2・3 出典：平成28年度犯罪被害者白書

平成28年4月 平成29年度4月の施行を目指して条例作成がスタートしました。

3 条例制定までの流れと条例及び支援制度の概要

(1) 条例施行までの流れ

平成28年4月	検討スタート
平成29年1月	・パブリックコメント ・例規審査委員会
平成29年2月	市議会上程
平成29年3月	議決
平成29年4月	施行

(2) 条例作成の方向性

被害者支援の実効性を重視するべきとして、具体的な支援制度を定めた実践的な条例の制定を目指しました。

(3) 条例の概要

目的(第1条)

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与する。

定義(第2条)

犯罪等・犯罪被害者等・市民・関係機関等・市民等・犯罪被害者支援の用語の意義

基本理念(第3条) 市の責務(第4条)

市民の責務(第5条) 支援計画の作成(第6条)

支援の内容(第7条～第18条)

支援体制の整備(第19条～第21条)

体制整備・連携協力・市民等の理解促進

その他(第22条) 規則への委任

(4) 主な支援制度

- ◆ 相談、情報提供(第8条)
- ◆ 日常生活支援(第14条)
- ◆ 付添い、申請手続きの補助(第9条)
- ◆ 一時保護(第15条)
- ◆ 物品貸与(第10条)
- ◆ 施設入所支援(第16条)
- ◆ 見舞金(第11条～13条)
- ◆ 住居支援(第17条)

4 連携協定締結と支援推進計画の策定

(1) 平成29年3月 藤枝警察署・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携協定を締結

犯罪被害者やその遺族に関する円滑な情報共有を主な内容とした連携協定を締結しました。

この連携協定は、実際に犯罪被害者等支援するときに大きな効果を発揮しています。



(↑締結式の様子)

(2) 平成30年3月 藤枝市犯罪被害者等支援推進計画の策定

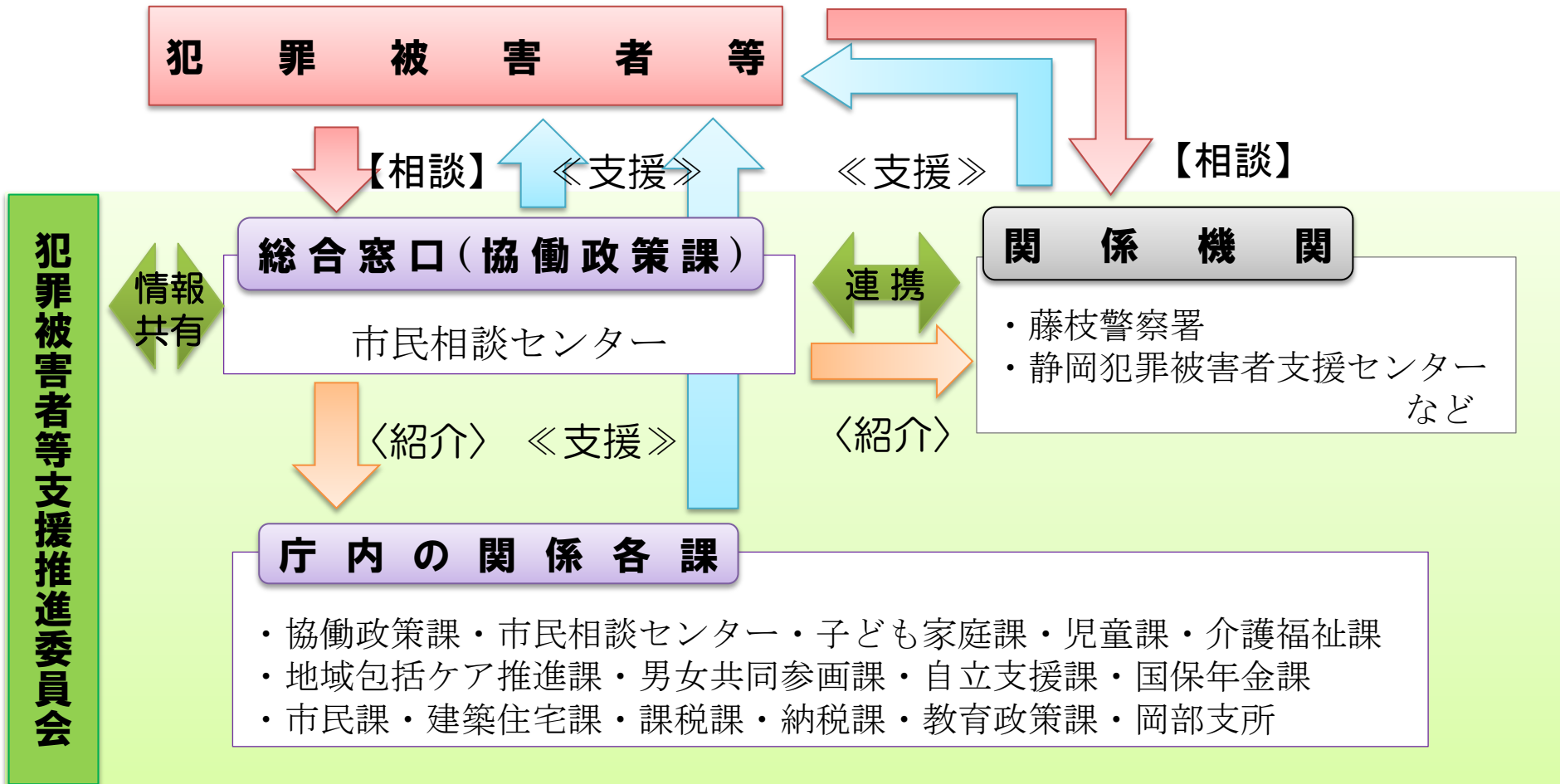
犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくことを目的として、藤枝市犯罪被害者等支援推進計画を策定しました。この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間で、各年度に数回、犯罪被害者等支援推進委員会を開催します。委員会の委員には、市役所内の関係部署だけでなく、藤枝警察署及び認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターといった外部機関の方々にも加わっていただいております。これにより、市役所内の関係部署と外部機関が情報共有などを行いながら、より良い犯罪被害者等支援を実施することが可能になりました。



犯罪被害者を連携して支援する支援体制が確立しました

5 藤枝市の犯罪被害者等支援体制

藤枝市は、以下の図のような犯罪被害者等支援体制ができています。



※ 犯罪被害者等推進委員会の委員は、図中の「総合窓口」・「庁内の関係各課」・「関係機関」に記載された部署及び機関の所属長などが務めます。

藤枝市犯罪被害者等支援条例が施行されてから現在まで、条例に規定された支援制度(相談受付を除く)が適用された支援実績を紹介します。なお、申請をした犯罪被害者等の特定を防ぐため、支援時期などの情報は掲載を控えさせていただきます。

- 犯罪被害者等見舞金見舞金(条例第11条) 件数 1 件 (負傷見舞金 5万円)